

名古屋市上下水道局管理規程第23号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月20日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

別表第1財務関係の表第1号を次のように改める。

1			1 件 200,000,000円 以下の工事及び 製造の施行決定 （施行に伴う請 負の決定を含 む。）に関する こと。ただし、 企画経理部長（ 下水道事業に係 る建設改良工事 （拡張費で執行 する工事に限 る。以下同 じ。）について は、企画経理部 長及び計画部 長）に合議しな ければならな い。	1 件 16,000,000円以 下の工事及び製 造の施行決定（ 施行に伴う請負 の決定を含 む。）に関する こと。ただし、 企画経理部経理 課長（以下「経 理課長」とい う。）（下水道 事業に係る建設 改良工事につい ては、経理課長 及び計画部下水 道計画課長（以 下「下水道計画 課長」とい う。））に合議
---	--	--	--	--

				しなければならない。
--	--	--	--	------------

別表第1 財務関係の表第3号から第5号までを次のように改める。

3			<p>1 件 200,000,000円 以下の工事の受託の決定に関する事。ただし、企画経理部長（下水道事業に係る建設改良工事については、企画経理部長及び計画部長）に合議しなければならない。</p>	<p>1 件 16,000,000円以下 の工事の受託の決定に関する事。ただし、経理課長（下水道事業に係る建設改良工事については、経理課長及び下水道計画課長）に合議しなければならない。</p>
4			<p>1 件 200,000,000円 以下の測量、設計、施設の保守、高度情報処理機器の保守等の委託の施行決定に関する事。ただし、企画経理部長（下水道事業に係る建設改良工事に関するものにつ</p>	<p>1 件 16,000,000円以下 の測量、設計、施設の保守、高度情報処理機器の保守等の委託の施行決定に関する事。ただし、1件300,000円以上の場合にあつては、経理課長（高度情報処理</p>

			いては、企画経 理部長及び計画 部長) に合議し なければならな い。	機器に係るもの については経理 課長及び情報シ ステム課長、下 水道事業に係る 建設改良工事に 関するものにつ いては経理課長 及び下水道計画 課長) に合議し なければならな い。
5			1 件 22,000,000円 以下の印刷等の 施行決定(施行 に伴う請負又は 委託の決定を含 む。第6号の2 において同 じ。)に関する こと。ただし、 企画経理部長に 合議しなければ ならない。	1 件 1,800,000円以 下の印刷等の施 行決定(施行に 伴う請負又は委 託の決定を含 む。第6号の2 において同 じ。)に関する こと。ただし、 1件300,000円 以上の場合にあ っては、経理課 長に合議しなけ ればならない。

別表第1財務関係の表部長の欄第5号の2中「上下水道局長」の次に「又は本部長」を加え、「並びに本部長の欄第1号、第4号及び前号の施行決定」を削り、同表第6号から第6号の3までを次のように改める。

6			<p>1 件 22,000,000円以下 の物（図書、 雑誌等の定期刊 行物、加除式書 籍の追録及び固 定資産を除 く。）の購入の 決定に関するこ と。ただし、企 画経理部長に合 議しなければな らない。</p>	<p>1 件 1,800,000円以 下の物（図書、 雑誌等の定期刊 行物、加除式書 籍の追録及び固 定資産を除 く。）の購入の 決定に関するこ と。ただし、1 件300,000円以 上の場合にあっ ては、経理課長 に合議しなければ ならない。</p>
6 の 2			<p>1 件 22,000,000円以 下の物の修繕の 施行決定に関す ること。ただ し、企画経理部 長に合議しなけ ればならない。</p>	<p>1 件 1,800,000円以 下の物の修繕の 施行決定に関す ること。ただ し、1 件 300,000円以上 の場合にあって は、経理課長に 合議しなければ ならない。</p>
6 の 3			<p>賃借料の年額 又は総額が1件 14,000,000円以 下の物（別表第</p>	<p>賃借料の年額 又は総額が1件 1,200,000円以 下の物（別表第</p>

			4 財務関係の表 主管部長又は主 管担当部長の欄 第 9 号及び同表 主管課公所長の 欄第 9 号から第 12号までの規定 に係るものを除 く。)の借入れ の決定に関する こと。ただし、 企画経理部長に 合議しなければ ならない。	4 財務関係の表 主管課公所長の 欄第 9 号から第 12号までの規定 に係るものを除 く。)の借入れ の決定に関する こと。ただし、 賃借料の年額又 は総額が 1 件 300,000円以上 の場合にあって は、経理課長に 合議しなければ ならない。
--	--	--	--	---

別表第 1 財務関係の表第 8 号の 2 を次のように改める。

8 の 2			1 件 1,000,000円未 満の損害賠償（ 次号の損害賠償 請求及び別表第 4 財務関係の表 第14号の損害賠 償に関するもの を除く。）に関 すること。ただ し、担当部長（ 契約監理・内部 統制担当）及び 企画経理部長に	1 件 100,000円以下 の損害賠償（次 号の損害賠償請 求及び別表第 4 財務関係の表第 14号の損害賠償 に関するものを 除く。）に関す ること。ただ し、総務部調査 課長（以下「調 査課長」とい う。）及び経理
-------------	--	--	--	---

			合議しなければならない。	課長に合議しなければならない。
--	--	--	--------------	-----------------

別表第1 財務関係の表第8号の3及び第9号を次のように改める。

8 の 3			1 件 200,000,000円 以下の支障移設 に関する事 こと。た だし、企画経 理部長に合議し なければならない 。	1 件 16,000,000円以 下の支障移設に に関する事 こと。た だし、経理課長 に合議しなけれ ばならない。
9			1 件 3,600,000円以 下の経費（支障 移設に係るもの を除く。）の支 出決定（定額で 定例的な経費の 支出決定にあっ ては、1 件 3,600,000円を 超えるものを 含む。）に 関すること。た だし、企画経 理部長に合議し なければならない 。	1 件 300,000円以下 の経費（支障移 設に係るものを 除く。）の支 出決定（課公所 長の欄第16号に 規定するものを 除く。）に 関すること。た だし、経理課長 に合議しなけれ ばならない。

別表第3 第1号を次のように改める。

1	削除	
---	----	--

別表第3次長の欄第2号中「90,000,000円」を「200,000,000円」に改める。

別表第4財務関係の表第1号を次のように改める。

1		<p>1件72,000,000円以下の固定資産（土地及びこれに付属する地上物件並びに量水器を除く。）の購入の決定に関する事。 (企画経理部長)</p>	<p>1件10,800,000円以下の固定資産（土地及びこれに付属する地上物件並びに量水器を除く。）の購入の決定に関する事。ただし、1件300,000円以上の場合にあつては、経理課長に合議しなければならない。 (企画経理部資産活用課長 (以下「資産活用課長」という。))</p>
---	--	---	---

別表第4財務関係の表主管部長又は主管担当部長の欄第4号中「18,000,000円」を「72,000,000円」に改め、同表主管課公所長の欄第4号中「9,000,000円」を「10,800,000円」に改め、同表第5号及び第6号を次のように改める。

5		<p>1件14,000,000円以下の物（図書、雑誌等の定期刊行物及び固定資産を除く。）の売却又は廃棄の決定に関する事。 (企画経理部長)</p>	<p>1件1,200,000円以下の物（図書、雑誌等の定期刊行物、固定資産並びに水道事業及び工業用水道事業 (以下「水道事業等」という。) の工事に係る物を除く。) の売却又は廃棄の決定に関する事。ただし、1件</p>
---	--	---	---

			300,000円以上の場 合にあつては、経理 課長に合議しなけれ ばならない。（資産 活用課長）
6		1件24,000,000円 以下の固定資産（土 地及びこれに付属す る地上物件並びに量 水器を除く。）の売 却又は廃棄の決定に 関すること。（企画 経理部長）	1件4,800,000円 以下の事務用固定資 産、下水道事業に係 る工事用固定資産及 び車両運搬具の売却 又は廃棄の決定に関 すること。ただし、 1件300,000円以上 の場合にあつては、 経理課長に合議しな ければならない。（ 資産活用課長）

別表第4財務関係の表主管課公所長の欄第7号中「4,000,000円」を「4,800,000円」に改め、同表主管部長又は主管担当部長の欄第8号中「8,000,000円」を「24,000,000円」に改め、同表主管課公所長の欄第8号中「4,000,000円」を「4,800,000円」に改め、同表第9号を次のように改める。

9		賃借料の年額又は 総額が1件 14,000,000円以下の 財産の借入れの決定 に関すること。（企 画経理部長）	賃借料の年額又は 総額が1件 1,200,000円以下の 財産（高度情報処理 機器を除く。）の借 入れの決定に関する こと。ただし、経理 課長に合議しなけれ ばならない。（資産
---	--	---	--

			活用課長)
--	--	--	-------

別表第4財務関係の表主管課公所長の欄第10号から第12号までの規定中「4,000,000円」を「1,200,000円」に改め、同表第13号及び第13号の2を次のように改める。

13		使用料の年額又は総額が1件14,400,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること。(企画経理部長)	使用料の年額又は総額が1件1,440,000円以下の行政財産の目的外使用の許可(別表第1事業執行関係の表課公所長又は担当課長の欄第4号の2の2及び第4号の2の3並びに別表第4事業執行関係の表主管課公所長又は主管担当課長の欄第10号の6及び主管部長又は主管担当部長の欄第43号の6に規定するものを除く。)に関すること。(資産活用課長)
13 の 2		使用料の年額又は総額が1件14,400,000円以下の公有財産の貸付に関すること。(企画経理部長)	使用料の年額又は総額が1件1,440,000円以下の公有財産の貸付に関すること。(資産活用課長)

別表第4財務関係の表主管部長又は主管担当部長の欄第14号中「600,000円

以下」を「1,000,000円未満」に改め、同表主管部長又は主管担当部長の欄第15号中「2,000,000円」を「2,400,000円」に改め、同表主管課公所長の欄第15号中「1,000,000円」を「1,200,000円」に改め、同表主管課公所長の欄第16号中「600,000円」を「720,000円」に改め、同表主管部長又は主管担当部長の欄第25号中「90,000,000円」を「200,000,000円」に改め、同表主管課公所長の欄第25号中「45,000,000円」を「100,000,000円」に改める。

別表第4事業執行関係の表第17号を次のように改める。

17		<p>経営本部営業部営業センター及び同部営業所（以下「営業センター等」という。）において行う1件4,800,000円以下の工事費又は前納された上下水道料金の精算還付及び過誤納等による還付の決定に関すること。（営業部長）</p>	<p>営業センター等において行う1件120,000円未満の工事費又は前納された上下水道料金の精算還付及び過誤納等による還付の決定に関すること。（料金課長）</p>
----	--	---	---

別表第4事業執行関係の表第54号及び第54号の2を次のように改める。

54		<p>1件36,000,000円以下の補修工事に係る損傷負担金徴収の決定に関すること。ただし、担当部長（契約監理・内部統制担当）及び企画経理部長に合議しなければならない。（管路部長）</p>	<p>1件3,600,000円以下の補修工事に係る損傷負担金徴収の決定に関すること。ただし、調査課長、経理課長及び配水課長に合議しなければならない。（保全課長、管路センター長）</p>
----	--	---	--

54 の 2		1 件36,000,000円 以下の配水管に係る 第三者加害事故の弁 償金（以下「弁償金」 という。）の徴収の 決定に関する事 こと。 ただし、企画経理部 長に合議しなければ ならない。（管路部 長）	1 件3,600,000円 以下の弁償金の徴収 の決定に関する事 こと。 ただし、1 件 300,000円以上の場 合にあつては、経理 課長及び配水課長に 合議しなければなら ない。（管路センタ ー長）
--------------	--	--	---

附 則

この規程は、令和6年12月16日から施行する。